

## 奈良県立医科大学大学院医学研究科長期履修に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学大学院学則第29条に基づき、大学院医学研究科における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 長期履修を希望し、修業年限（4年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、医学研究科博士課程の入学資格を有する者および在学生のうち、職業を有する者とする。

### (申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、新入学生にあつては入学手続き時に、在学生にあつては各年次の12月1日から12月20日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

### (許可)

第4条 長期履修の許可は、大学院医学研究科博士課程委員会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、修業年限を越える履修期間については授業料を徴収しないものとする。

### (長期履修の期間)

第5条 長期履修できる期間の限度は6年とする。

2 長期履修学生が長期履修期間の変更を希望する場合は、次に掲げる書類を各年次の12月1日から12月20日までに学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書（様式第2号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

### 附 則（平成21年11月5日）

この規程は、平成21年11月5日から施行する。

この規程は、平成22年4月入学者より適用する。